

平成30年 4 月 27日 開会

平成30年 4 月 27日 閉会

平成 30 年 三 宅 町 議 会 第 1 回 臨 時 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成30年4月三宅町議会第1回臨時会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	3
第 1 号 (4月27日)	
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	5
職務のため会議に出席した者の役職氏名	5
議事日程	6
議長挨拶	7
町長挨拶	7
開会の宣告	7
議事日程の報告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議案第29号、承認第1号～第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
追加議案の上程	11
選任第2号 三宅町常任委員会委員の選任について	12
選挙第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙	12
町長挨拶	13
閉会の宣告	14
署名議員	15

三宅町告示第69号

平成30年4月三宅町議会第1回臨時会を
次のとおり招集する

平成30年4月18日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 平成30年4月27日 金曜日
午 前 10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場
1. 付議事件
 - (1) 三宅町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 - (2) (専決処分事項報告) 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) (専決処分事項報告) 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) (専決処分事項報告) 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一

部を改正する条例の制定について

平成30年4月三宅町議会第1回臨時会

会期日程表

平成30年4月27日金曜日 1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	4月27日 金曜日	午前10時00分	臨時会開会

平成30年4月三宅町議会第1回臨時会

招集の日時 平成30年4月27日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

瀬 角 清 司	松 本 健	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	衣 川 喜 憲
植 村 ケイ子	川 口 靖 夫	池 田 年 夫
辰 巳 勝 秀		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	松 浦 功 治
教 育 長	澤 井 俊 一	総 務 部 長	岡 橋 正 識
みやけイノベーション推進部長	森 本 典 秀	住民福祉部長	宮 内 秀 樹
健康子ども局長	宮 内 秀 樹	まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明
教育委員会事務局長	東 浦 一 人	会 計 管 理 者	吉 田 明 宏

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	川 人 哲 也
モニター室係	山 内 亮	モニター室係	大 西 紗友子

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

3 番 議 員	森 内 哲 也	4 番 議 員	辰 巳 光 則
---------	---------	---------	---------

平成30年4月三宅町議会第1回臨時会

議 事 日 程

平成30年4月27日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|--------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 議案第29号 三宅町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 承認第1号 (専決処分事項報告) 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 承認第2号 (専決処分事項報告) 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 承認第3号 (専決処分事項報告) 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 追加日程第1 | 選任第2号 三宅町常任委員会委員の選任について |
| 追加日程第2 | 選挙第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙 |

◎議長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 皆さん、おはようございます。

1分ほど早いかなと思いますけれども、おそろいですので始めさせていただきます。

本日、平成30年4月三宅町議会第1回臨時会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただき、ありがとうございます。

本日、提案されております議案につきましては、三宅町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを初めとする議案1件、専決処分事項報告の承認3件についてご審議をお願いいたします。

円滑な議会運営にご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 開会に先立ちまして、森田町長よりご挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、平成30年4月三宅町議会第1回臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、年度初めに当たり公私ご多忙の中ご出席いただき厚く御礼申し上げます。また、日ごろより町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

本臨時会に提出をいたしております案件は、条例の改正1件、専決処分事項報告3件の重要案件をご提案申し上げ、ご審議を願うわけであります。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（植村ケイ子君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成30年4月三宅町議会第1回臨時会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村ケイ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により3番議員、森内哲也君及び4番議員、辰巳光則君の2人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（植村ケイ子君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日間と決定しました。

これより議事に入ります。

◎議案第29号、承認第1号～承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） お諮りいたします。

日程第3、議案第29号 三宅町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてより、
日程第6、承認第3号 （専決処分事項報告）三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例の制定についてまでの議案1件、承認3件を一括上程いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、平成30年4月三宅町議会第1回臨時会に提出をいたしました各議案についてご説明申し上げます。

議案第29号 三宅町都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、都市公園法の一部を改正する法律及び関係政令が平成29年6月15日に施行されたことに伴い、都市公園内に設けることのできる運動施設の設置基準が市町村条例に委任されたため、法の経過措置期間1年以内をもって、政令で定める基準を参酌して条例に定める必要があることから、国に準拠した割合である100分の50と定めるため提出を行うものであります。

承認第1号（専決処分事項報告）三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、平成30年4月1日に施行されたことに伴い、条例改正の必要が生じたものであります。

改正の内容は、法人住民税において租税特別措置法の適用を受ける場合の控除に関する規定及び納期限延長の場合の延滞金の取り扱いについて追加し、固定資産税においては、土地の負担調整の3年間延長、津波避難施設や再生可能エネルギー関連等の課税特例について改正を行う必要が生じたものであり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日付で専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、ご承認を願うべく提出を行うものであります。

続いて、承認第2号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、平成30年4月1日に施行されたことに伴い、条例改正の必要が生じたものであります。

改正の内容は、税軽減の判定において所得の判定上限額を世帯所属者1人当たり5割軽減については27万円から27万5,000円に、2割軽減については49万円から50万円に引き上げる改正及び非自発的失業の軽減認定の際にマイナンバーを利用した情報連携による書面提出の省略ができるよう改正を行う必要が生じたものであり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日付で専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、ご承認

を願うべく提出を行うものであります。

承認第3号（専決処分事項報告）三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の損害補償の算定の基礎となる額が平成29年4月1日に改正されたことに伴い、補償基礎額の加算額について、平成29年度の改正に続き、平成30年度においても本町条例に定める扶養親族加算額等について段階的に改正を行う必要が生じたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日付で専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、ご承認を願うべく提出を行うものであります。

以上が今臨時会に提出いたしました条例1件、専決処分事項報告3件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議をいただき、ご可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま説明が終わりました。

日程第3、議案第29号 三宅町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてより、日程第6、承認第3号（専決処分事項報告）三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案1件、承認3件の総括質疑はありませんでしたので、質疑は終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第29号 三宅町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第4、承認第1号（専決処分事項報告）三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第5、承認第2号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第6、承認第3号（専決処分事項報告）三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎追加議案の上程

○議長（植村ケイ子君） お諮りします。

本日の議事日程に選任1件、選挙1件を上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

よって、選任1件、選挙1件を追加することに決定しました。

追加の議事日程を配付いたします。

しばらくお待ちください。

(議事日程配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) ないようですね。

◎選任第2号 三宅町常任委員会委員の選任について

○議長(植村ケイ子君) 追加日程第1、選任第2号 三宅町常任委員会委員の選任を行います。

3月定例会におきまして、各常任委員会における委員定数が5人から10人へと改正され、新たに5人の委員の選任が必要となりました。

お諮りします。

各常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって選任したいと思いますが、選任の方法は議長において選任したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任については、議長において選任することに決定いたしました。

総務建設委員会委員に瀬角清司君、森内哲也君、松田晴光君、池田年夫君、衣川喜憲君を選任いたします。

福祉文教委員会委員に松本健君、辰巳光則君、川口靖夫君、辰巳勝秀君、植村ケイ子君を選任いたします。

◎選挙第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙

○議長(植村ケイ子君) 追加日程第2、選挙第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に衣川喜憲君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました衣川喜憲君を山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植村ケイ子君) 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました衣川喜憲君が山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました衣川喜憲君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

◎町長挨拶

○議長(植村ケイ子君) 以上で、今期臨時会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、森田町長よりご挨拶をお願いいたします。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、平成30年4月三宅町議会第1回臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におきましては、4件の重要案件について慎重審議いただき、全議案ご可決、ご承認を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

また、今臨時会においては、常任委員会の新たな委員の選任を初め、山辺・県北西部広域環境衛生組合議員の選出をしていただいたところでございます。

今後とも、本町の発展のために一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（植村ケイ子君） これをもって第1回臨時会は閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

（午前10時16分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員